

平成21年第2回嵐山町議会臨時会

議 事 日 程 （第1号）

5月29日（金）午前1

〇時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議案第34号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町税
条例等の
一部改正）
- 日程第 4 議案第35号 専決処分の承認を求めることについて（嵐山町国
民健康保
険税条例の一部改正）
- 日程第 5 議案第36号 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正
すること
について
- 日程第 6 議案第37号 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部
を改正す
ることについて
- 日程第 7 議案第38号 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関
する条例
の一部を改正することについて
-

〇出席議員（13名）

1 番	畠 山 美 幸	議 員	2 番	青 柳 賢 治	議 員
3 番	金 丸 友 章	議 員	4 番	長 島 邦 夫	議 員
5 番	吉 場 道 雄	議 員	6 番	藤 野 幹 男	議 員
7 番	河 井 勝 久	議 員	9 番	川 口 浩 史	議 員
10 番	清 水 正 之	議 員	11 番	安 藤 欣 男	議 員
12 番	松 本 美 子	議 員	13 番	渋 谷 登美子	議 員
14 番	柳 勝 次	議 員			

〇欠席議員（なし）

○本会議に出席した事務局職員

事務局	長	杉	田	豊
書	記	菅	原	子
書	記	石	橋	仁

○説明のための出席者

岩	澤	勝	町	長
高	橋	兼	副	町
安	藤	實	総	務
中	西	敏	税	務
加	藤	信	教	育

◎開会の宣告

○柳 勝次議長 皆さん、おはようございます。平成21年第2回臨時会にご参集いただきまして大変ご苦労さまです。

ただいま出席議員は13名であります。定足数に達しております。よって、平成21年嵐山町議会第2回臨時会は成立いたしました。

これより開会いたします。

(午前10時00分)

◎開議の宣告

○柳 勝次議長 直ちに本日の会議を開きます。

◎会議録署名議員の指名

○柳 勝次議長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第120条の規定により、

第11番議員 安藤 欣男 議員

第12番議員 松本 美子 議員

第13番議員 渋谷 登美子 議員

以上3議員を指名いたします。

◎会期の決定

○柳 勝次議長 日程第2、会期の決定を議題といたします。

会期の決定につきましては、5月26日に議会運営委員会を開きましたので、委員長より報告を求めます。

安藤議会運営委員長。

〔安藤欣男議会運営委員長登壇〕

○安藤欣男議会運営委員長 おはようございます。議会運営委員会から報告を申し上げます。

第2回臨時会を前にして、5月26日に議会運営委員会を開会いたしました。出席委員は、議会運営委員並びに委員外議員出席者として柳議長並びに出席要求に基づく出席者として、岩澤町長、高橋副町長、安藤総務課長に出席いただきまして、提出されます議案について説明を求めました。審議案件は、長提出議案、専決2件、条例3件、合計5件ということです。

その後、委員会で協議した結果、第2回臨時会は本日、5月29日の1日間とすることに決定いたしました。

会期予定並びに議事日程につきましては、お手元に配付のとおりでございます。

以上、議会運営委員会から決定いたしましたことをご報告いたします。

○柳 勝次議長 お諮りいたします。

会期につきましては、委員長報告のとおり本日1日としたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日1日と決定いたしました。

◎諸般の報告

○柳 勝次議長 ここで若干の報告をいたします。

まず、議事予定につきましては、お手元に配付いたしました議事日程のとおりでありますので、ご了承願います。

次に、今臨時会に提出されました議案につきまして報告いたします。町長提出議案、専決2件、条例3件の合計5件であります。提出議案一覧表をお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

次に、今臨時会に説明員として出席通知のありました者の職氏名を一覧表としてお手元に配付しておきましたので、ご了承願います。

以上で若干の報告を終わります。

◎議案第34号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第3、第34号議案 専決処分の承認を求めることに

ついて(嵐山町税条例等の一部改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 本日ここに平成 21 年嵐山町議会第2回臨時会を招集申し上げましたところ、議員各位には何かとご多用の中をご出席いただきまして、深く感謝を申し上げる次第でございます。

それでは、議案第 34 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。議案第 34 号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。地方税法等の一部を改正する法律の交付に伴いまして、地方自治法第 179 条第1項の規定により、嵐山町税条例等の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 それでは、議案第 34 号の専決処分について細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます議案参考資料及び新旧対照表もあわせてご参照いただきたいと存じます。嵐山町税条例等の一部を改正する条例の概要。今回の嵐山町税条例等の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律、平成 21 年法律第9号ですけれども、平成 21 年3月 31 日に公布されたことに伴い、嵐山町税条例等の一部を改正する条例を平成 21 年3月 31 日に専決処分をしたもので、議会の承認を求めるものです。

本議案は、嵐山町税条例の一部を改正する条例について、施行期日が異なる条文を第1条と第2条に分けて行い、第3条では昨年一部改正した嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部改正を一括して改正するものです。

第1条、嵐山町税条例の一部を改正する条例の概要、主な改正は、個人住民税における住宅借入金等、特別税額控除制度の創設、平成 21 年度評価替えに伴う土地にかかる固定資産税の負担調整措置の延長等、所要の措置を講ずるものです。

第 36 条の2及び第 38 条の改正は、条文を整備するものです。

第 47 条の2の改正、現行の公的年金の特別徴収は、公的年金以外の

所得についても特別徴収することとしておりましたが、農業や不動産、給与など公的年金以外の所得については加算しないこととなります。この改正により、第2項を削除し、「第3項」を「第2項」とし、条文を整備するものです。第47条の3、第47条の5及び第54条の改正は、条文を整備するものです。

第56条の改正、医療関係者の養成所において、教育の用に供する固定資産にかかる非課税措置の拡充で、新たに社会医療法人、非営利型一般社団法人、一般財団法人、社会福祉法人、独立行政法人、労働者健康福祉機構、健康保険組合及びその連合会または国家公務員共済組合及びその連合会が設置する医療関係者の養成所について、非課税対象に加えるものです。

58条の2の改正、社会医療法人、これは平成18年、医療法改正により創設したのですが、救急医療等確保事業、救急医療、災害医療、へき地医療、周産期医療、小児救急医療で、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものを実施していることが要件の用に供する固定資産について、新たに固定資産税を非課税とする措置を講ずるものです。

第59条及び第93条の改正は、条文を整備するものです。

附則7条の3の改正、次条、附則第7条の3の2を加えることにより、見出しを共通見出しとし、第1項及び第3項は条文を整備するものです。

附則第7条の3の2の改正、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の創設です。第1項は、平成21年分以後の所得税において、住宅借入金等特別税額控除の適用があるもののうち、所得税から控除し切れなかった住宅借入金等特別税額控除を住民税の所得割額から控除するものです。対象は、平成21年から平成25年度までに住宅に居住した者が対象で、所得税の控除期間が10年であるので、個人住民税においては、平成22年度から平成35年度までの間が新しい制度の適用がある期間とするものです。

また、税源移譲、大変申しわけないです。税源移譲の移譲の「移」が「委」となっていますけれども、これは「移」に訂正していただきたいと思います。税源移譲に伴う住宅借入金等特別税額控除、平成11年から平成18年までに住宅に入居した者についても、同様の仕組みのもとで申告不要とするものです。

第2項は、手続のために必要なものとして、所得税の確定申告書及び年末調整で住宅借入金等特別税額控除を行った給与支払い報告書の提出を必要とするものです。第3項は、読みかえ規定です。

附則第8条、附則第10条及び附則第10条の2の改正は、条文を整備

するものです。

附則第 10 条の3は、適用期限の到来をもって廃止になり、削除をするものです。

附則第 11 条の改正、見出しの適用期限を改めるものです。

附則第 11 条の2の改正、据え置き年度において、地価、これは宅地になります。宅地が下落している場合に、簡易な方法により評価額の下落修正を行うことができる特例措置について継続するもので、見出し及び第1項並びに第2項の適用期限をそれぞれ改めるものです。

附則第 11 条の3は、適用期限の到来をもって廃止になり、削除するものです。

附則第 12 条及び附則第 13 条の改正は、見出し等の適用期限をそれぞれ改めるものです。

附則第 15 条の2の改正、第1項及び第2項は、適用期限を改めるものです。

附則第 16 条の3、附則第 16 条の4の改正は、条文を整備するものです。

附則第 17 条の改正、土地等の長期譲渡所得に係る特別控除制度の創設で、個人が平成 21 年1月1日から平成 22 年 12 月 31 日までの2年間に取得をした国内にある土地で、その土地の1月1日において所有期間が5年を超えるものを譲渡した場合には、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から 1,000 万円を控除する措置を講ずるもので、第1項及び第3項は条文を整備するものです。

附則第 17 条の2の改正、第1項及び第2項は、適用期限を改め、第3項は条文を整備するものです。

附則第 18 条及び附則第 18 条の2の改正は、条文を整備するものです。

附則第 18 条の2の2の改正、見出しの改正と条文を整備するものです。

附則第 18 条の3、附則第 18 条の4及び附則第 18 条の4の3の改正は、条文を整備するものです。

第2条、嵐山町税条例の一部を改正する条例の概要。第2条は、第1条で改正しました嵐山町税条例についての一部改正です。主な改正は、認定長期優良住宅、これは 200 年住宅になります。優良住宅に対する減税措置の創設です。

附則第 10 条の2の改正、第2項は、認定長期優良住宅に対する減額措置の創設で、平成 21 年6月4日以後、この6月4日以後というのが、長期優良住宅の普及促進に関する法律が平成 21 年6月4日に施行されるために6月4日以後に新築された住宅のうち、一定の要件を満たす認定長期優良住宅について、当該住宅の 120 平方メートル相当分につき、新築後、5年

度分、中高層耐火建築物にあつては、7年度分の固定資産税が2分の1に減額されるものです。なお、申請に当たっては、行政庁の認定を受けたことを証する書類を添付して、町へ申請書を提出しなければならないこととなっております。第3項から第8項は、それぞれ1項ずつ繰り下げ、第7項及び第8項は条文を整備するものです。

第3条、嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部改正の概要、昨年一部改正しました嵐山町税条例の一部を改正する条例の一部改正です。主な改正は、上場株式等の配当所得及び譲渡所得等に対する税率の特例を平成23年12月31日まで、3年間延長するものです。

附則第1条の改正は、条文を整備するものです。

附則第2条の改正、第9項は、上場株式の課税配当所得に係る軽減税率で、平成21年からは本則税率20%、所得税が15%、町民税3%、県民税2%に戻すこととなっていたが、経済状況を踏まえ、景気回復に資する等の観点から、軽減税率の特例10%、所得税7%、町民税1.8%、県民税1.2%を平成21年から平成23年までの3年間延長することとし、適用期限を平成23年12月31日とするものです。第12項は、条文を整備するものです。

旧13項は、上場株式等の譲渡益、配当に係る軽減税率10%の特例を平成23年12月31日まで延長することにより、削除するものです。

第13項は、「第14項」を「第13項」とするものです。

旧第15項は、上場株式等の譲渡益、配当に係る軽減税率10%の特例を平成23年12月31日まで延長することにより、削除するものです。

第14項及び第15項は、それぞれ2項ずつ繰り上げるものです。

第16項は、上場株式等に係る課税譲渡所得等に係る軽減税率の特例10%を平成21年から平成23年度までの3年間延長することとし、適用期限を平成23年12月31日とし、「第18項」を「第16項」とするものです。

第17項から第19項までは、それぞれ2項ずつ繰り上げ、条文を整備するものです。

第20項は、「第22項」を「第20項」とするものです。

第21項は、「第23項」を「第21項」とし、適用期限を改めるものです。

なお、附則については、施行期日及び経過措置を規定したものです。

以上、細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 初めに、47条の2、参考資料でご質問いたします。

47 条の2で、農業や不動産、給与など公的年金以外の所得については加算しないということで書いてあるわけですが、これによって、どのくらいの軽減になるのか、伺いたいと思います。

それから、次のページで附則第7条の3の2の改正なのですが、住宅借入金の控除が所得割から控除するものということになっているわけです。金額的にどのくらいの額になるのか、伺いたいと思います。

そして、次のページ、附則第17条ですが、長期譲渡所得に係る個人の町民税の課税の特例なのですが、その年中の当該譲渡に係る譲渡所得の金額から1,000万円を控除する措置を講ずるものということですが、この人数が嵐山町でどのくらいいるのか、伺いたいと思います。

それと、最後のページで、個人町民税に関する経過措置、附則第2条ですが、ここでも、ここで株式譲渡所得収入、これがまた軽減の延長がされるわけです。嵐山町でこれの恩恵を受ける人は何人くらいいるのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、お答えします。

まず、47 条の2の改正なのですが、これは今年の10月から年金から住民税を引くという形になりますけれども、全体の住民税は給与があっても、農業があっても、ほかの所得があっても、全体の年税額というのは変わりません。年金分だけを年金から住民税を差し引くという形になります。あとの所得については、今までどおり、普通徴収の個人の方に納付書を差し上げたり、あと給与については、給与のほうから特別徴収の形をとるような方法になります。

それと、附則第7条の3の2の関係ですが、これは住宅ローンの関係ですが、基本的に住宅ローン減税というのが所得税で申告をしまして、所得税が出ていないと戻らない控除です。ご本人さんが所得から控除を引いて、その残った額に税率を掛けるのですが、その税額が出ていないと、これは戻ってこないものですので、個人差が、所得によっても違いますし、控除によっても違いますし、一概にはどのくらい戻るかというのは、お答えできません。この住民税から、所得割から戻すということは、税源移譲がありまして、所得税の最低税率が今まで10%だったのです。その10%が今度、税源移譲によりまして、最低税率が5%減ったわけです。その5%減った分が、今度住民税のほうにその5%が行ったわけで。すると、所得税からその10%分、本来でしたら、住宅ローン、引かなくてはいけないのですが、その5%最低税率になるために、所得税から引けないものですから、

その分を住民税から引くような形の税制改正になっております。それで、先ほども言いましたけれども、その所得によっても違いますし、控除によっても違いますので、一概に幾らとは、大変申しわけないのですが、お答えできません。

それと、附則第 17 条の関係ですけれども、1,000 万円のこの控除というのが、今年から適用、今年買った土地から適用になります。だから、これから5年たった後に土地を売って、それで適用になるというものですから、その人数的には今後のことなので、申しわけないのですが、お答えできません。

それと、附則ですか、2条の適用です。2条の経過措置の関係ですけれども、これについても、今は皆さん、特定口座で売買をなさっていますので、ほとんど確定申告はしません。特定口座のほうで精算をしてしまいますので、だから、住民税についても、この株式の譲渡の税収というのは、ほとんどございません。ですから、特定口座で分離課税をやってしまいますので、把握はできません。申しわけないですが。

以上です。

○柳 勝次議長 第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 47 条の2の件なのですが、年金等の状況というのは、私も十分ではないですけれども、把握しているつもりです。この加算の分なのですけれども、加算しないということで、これに限っては、見れば結構なことだというふうに思うのですが。ただ、この加算分というのが、この適用を受けないと、どのぐらいになるのかというのは、試算というのは出ないでしょうか。ちょっとそのことを伺いたかったのですけれども。

それから、附則第7条の3の2の住宅の控除の関係ですが、確かに所得割の税金がかからない家というのは、当然それはかからないわけです。ただ、こういううちといいますか、これと200 年住宅とが一概に一致はしないのでしょうかけれども、200 年住宅なんていうのは、普通の収入の方ですと、なかなか建てられないなというふうに思うのです。当然、だからそういう方は、所得割も払っているというふうに思われるのですけれども。例えばこの幾らぐらいの所得割を払っている人は幾らかかるというのは出ないのか。例で何か示していただければというふうに思います。

それから、土地に関しては、おっしゃるとおり、これからのことですから、人数というのはわからないわけで、わかりました。それと、上場株式の関係ですけれども、これに関して、前も私も質問して、人数はわからないということでお答えになっていたわけで、やはり今回もわからなかったわけなのですが。要は嵐山町でこれ受ける人というのは、本当に何人いるのだろうか。

1人か2人いるかどうかです。本当に少ない人には少ない、しかもこういう大変な金額、株式でもうけた人というのは少ないわけです。そういう人には軽減をさせておいておくという、今の政府のこの税のやり方といいますか、これはなかなか納得できないなということで、ご質問したわけなのですけれども、これはお答えにならなくて結構です。そういうことを私は言いたかったのですけれども。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、47 条の2の年金からの特別徴収の関係なのですけれども、これについても、この加算という言葉がちょっとひっかかると思うのですけれども。要は今までは、年金、給与が、年金のほかに給与とか農業所得を、その所得を得ていた人は、全部あわせて、ひっくるめて特別徴収、給与から特別徴収とかしていたわけなのですけれども、今年度年金は年金から引くということで、要は年税額というのは変わらないのです。年税額は変わらないで、年金は年金分の住民税、年税額から年金の分を引いた残りののは、ほかの所得の町民税とご理解していただきたいと思いますが、年税額については、全然変わりません。

それで、あとはどのぐらいの人数になるかというのですけれども、大体今のところ、その年金から特別徴収する人は、1,200 人ぐらい、多分いると思うのです。ただ、はっきりしません。というのは、普通徴収等の納付書は、これから今月発送するわけなので、確定がまだしておりませんので、おおよそ多分 1,200 人ぐらいではないかなと思っております。

それと、附則第7条の3の2の住宅ローンの関係ですけれども、これも今、具体的な例の計算をしておりますので、大変申しわけないのですが、お答えできませんので、すみません。よろしくお願いします。

○柳 勝次議長 第10 番議員、清水正之議員。

○10 番(清水正之議員) 今回の税法の改正については、要するに国が経済対策の一環としてやっていくということによる税法改正なのです。ご承知のように、国の当初予算の中では、いろいろなものが盛り込まれて、将来的にはそれを消費税に3年後には転嫁をしていくというふうに言われる中の税法改正の一部なのです。いずれにしても、余り一般的な、住民の人たちが該当するようなものが含まれてはいないかなというふうには思うのですけれども。

それで、私3点についてちょっとお聞きをしておきたいというふうに思うのですが、1つは、住宅控除の関係なのですが、住宅控除については、一般住宅と長期優良住宅が該当するということで、一般住宅については、控除

期間が10年で、最高限度額が5,000万ということです。控除率については1%ということで、長期優良住宅については、同じ10年間で600万、控除率については1.2というふうに言われているのですけれども、一体200年住宅というのが、本当に実在するというか、そういうものというのがあるのだろうかというふうにはひとつ考えるのです。こんな200年住宅を建てるというのが、一体どういう発想からこういうものが出てきたのかなというふうに考えて、とてつもない話だなと。そんなものに控除を充てたからといって、一体だれが控除の対象になるのだろうかというふうに思うのです。そういう面では、それが1つ、こんなものをつくったからといって、だれも該当するような人はいないのではないかとというふうに思います。それが1つです。

もう一つは、省エネやバリアフリーの関係です。これが、では一体どうなっているのかというのをお聞きをしておきたいと思います。その住宅がどういう住宅なら該当するのか。それはどのくらいの控除額になっているのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。それが1点です。

それから、株式の関係ですけれども、もともと株式の譲渡、株式の課税については、合算課税だったわけです。それが03年度はそれが20%になっていたと思うのです。それが前回、08年度に10%にして、これが時限立法の3年間というふうになっていたと思います。今回それを引き続き11年まで延長して10%にするというのが、今回の株式の税条例の改正なのだと思うのです。そういう面では、なぜ時限立法を3年間延ばすのかという理由がよくわからないのです。そういう面では、この10年間の株式配当が全国では減税が約20兆ぐらいになっているというふうに言われているのです。それだけ多い配当税率がやられてきている中で、今非正規だとか、派遣だとかというのが切られている。私たちは、その株式配当はそのままやられているのです、通常どおり。内部留保を随分ため込んでいるから、それを吐き出せという話をしているのですが、この株式の控除そのものは、日本全体からすると、そのくらいは行っている。そういう状況の中で、なぜ今回、3年間延長する必要があるのかというふうに思うのですが、国のほうの指針が何か来て、こういう理由で延長するのですというものが来ているのであれば、ちょっとお聞かせ願いたいというふうに思います。

それから、農地の固定資産税の問題ですけれども、今国会では、農地法の改正が参議院で通ったのだと思います。それで、これから衆議院に回って、それから可決になるというふうになると思うのですが、いわゆる今度の農地法の改正の一番大きな原因は、企業参入をさせるということで、農地の所有権まで企業に移すというふうに言われています。そういう点では、農地の負担調整措置は継続になるというふうになっていると思うのですけれども、

この農地法との関係で、この企業参入をしていく上での農地法との関係で固定資産税を見た場合に、例えば企業が参入をしてきたときの、その固定資産税の固定資産の課税というものは、そういう形に、企業のほうに課税をしていくという形になってくるのでしょうか。それがやられてくると、私これ国会の問題だとは思いますが、優良農地そのものが企業参入によって、農業者から離れていくと、農業そのものが企業参入によってやっていけなくなってしまうというおそれがあるのだと思うのですけれども、この企業参入に対する固定資産税の所有権移転だとか、課税の方法というのは、今どういうふうに考えているのでしょうか。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、まず1点の住宅ローンの関係ですけれども、議員さんがおっしゃるとおり、200年住宅、これがどの程度、建築になるかといったら、全くないかもわかりません。額的にも、多分高い額となると思いますけれども。それと、ローンの関係も、さっき言いましたけれども、一般が最大控除額が500万、長期優良住宅については、最大控除が600万と言いましたけれども、これは借入金が5,000万円を借りていて、初めてその最大控除が適用になりますので、その5,000万、今の世の中、5,000万とか借りる方が本当にいるのかと。これはそこまで借りる人がいないのではないかなと思います。それと、200年住宅についても、今後、建つかどうかというのは、わからない状態です。

それと、省エネの関係ですけれども、省エネのローンの関係ですけれども、これについては、まずすべての居室の窓全部の改修工事、これが条件になりまして、あとは床の暖房工事、あとは壁の断熱とか、天井の断熱とかが条件になってきます。あくまでもすべての居室の窓全部の改修工事が、これ条件です。それに伴って、床の断熱工事とか、天井の断熱工事が入ってきます。

それと、バリアフリーですけれども、バリアフリーの関係は、要件が50歳以上の方、それと介護法の要介護または要支援の認定を受けている方、障害者である方、あとは居住者の親族のうち65歳以上の方が同居していなければ、その対象とはなっていないと、こういう条件があります。バリアフリーについては、昨年も固定資産税のほうも減額しておりますので、数字的なことはわからないのですけれども、何件か固定資産税のほうは軽減の対象が出てきていると思います。あと、今年申告を受けましたけれども、省エネとバリアフリーの関係については、住宅ローンの関係は、私の記憶では一件もございません。

それと、2番目の株式の関係ですけれども、これについては、国のほうから税制改正の関係で文書来ていますけれども。ただ、漠然的に経済状況を踏まえ、景気回復に資する等の観点からということで、これだけなのです。この文言だけ来ていますので、あとのどういういきさつか、それについてはわかりません。大変申しわけないです。

それと、最後の農地法の関係ですけれども、この固定資産税については、あくまでも所有者が、固定資産税というのは、あくまでも所有者に課税いたしますので、今後、農地法の改正がまだこれから改正になると思うのですけれども、その改正によって、固定資産税関係がどうなるかというのは不明です。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今課長が言われるとおりなのです。いわゆる今回の税制改正が、大企業・大金持ち減税と言われるゆえんなのだと思います。先ほど住宅ローンの話でもあったように、長期優良住宅なんて一般家庭で200年ももつような、そんな住宅を建てられる原資もないだろうし、そんな資金も持ち合わせていないと思うのです。まして、一般住宅でも5,000万円の借り入れをして、初めて控除となると。そんなものに減税するなんていったって、そんなの該当するような人たちというのは、通常一般の人たちにはいません。そこがやっぱり今回の税制改正の、それは株式にも言えると思うのです。今本当に住民の人たちが困っているというのは、それこそ経済を良くしようといったら、消費税をなくしてくれというのが、一番望みだろうし、食料品を非課税にしてくれというほうが、こんな減税をやるよりも、はるかに経済効果出てくると思うのですが、それは国の当初予算の中でも、3年後には消費税を引き上げますというものを言明しているように、こういう大金持ちや大企業の減税をしていきながら、その財源として国債を発行しているわけですから、3年後には消費税を上げますよというふうに言っているわけです。私は、そういう面からすると、町そのものが、国から言われてきたのだから、税制改正しなければしょうがないのだろうなというふうに思いますけれども、この税制改正の中身そのものについては、やっぱりそういうものが含まれているというふうに思うのです。それよりも、もっとほかにやることあるのではないかというふうに思うのですけれども、ここでそんなことを言ってもしょうがないよというふうに言われるかもしれません。

最後に固定資産、そうすると、例えば農地法が通って、嵐山町の中に企業が農地を買いたいということになれば、買ったということになれば、それ売買で買えるわけですから。そういう形での課税というものが、もう当然やらな

くてはならないのだと思うのですけれども、そういう形が今後出てくる可能性というのは、条件としてはあるのでしょうかけれども、そういう形で対応していくということしかないのでしょうかけれども、その辺の考え方、最後に税務課長、お願いします。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 先ほど申し上げましたように、固定資産税については、1月1日現在の所有者に課税いたします。1月1日現在の所有者をもって、5月に納付書を出すわけですが、1月1日現在の所有者について課税ということで、あとは農地法の改正が今後これから、今月あると思いますけれども、その内容等については、わかりませんが、いずれにしても、税務課サイドとしては、固定資産税というのを1月1日現在の所有者に課税するということになっておりますので、税法どおりやるという形になります。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかにほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第34号議案 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町税条例等の一部改正)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は承認されました。

◎議案第35号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第4、第35号議案 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町国民健康保険税条例の一部改正)の件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第35号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 35 号は、専決処分の承認を求めることについての件でございます。地方税法等の一部を改正する法律の公布に伴い、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求めるものでございます。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

中西税務課長。

〔中西敏雄税務課長登壇〕

○中西敏雄税務課長 それでは、議案第 35 号の専決処分について細部説明を申し上げます。

お手元に配付してございます議案参考資料及び新旧対照表もあわせてご参照いただきたいと存じます。嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要、今回の嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例は、地方税法等の一部を改正する法律(平成 21 年法律第 9 号)が平成 21 年 3 月 31 日に公布されたことに伴い、嵐山町国民健康保険税条例の一部を改正する条例を平成 21 年 3 月 31 日に専決処分をしたもので、議会の承認を求めるものです。

今回の改正は、国民健康保険税の介護給付金に係る課税限度額を 9 万円から 10 万円に引き上げ、所要の措置を講ずるものです。第 2 条及び第 21 条の改正は、介護給付金に係る課税限度額を 9 万円から 10 万円に改めるものです。

附則第 4 項の改正、上場株式の配当所得に対する税率の特例の見直しにより、軽減税率を適用した配当所得をいうものです。

附則第 5 項から附則第 7 項までは、それぞれ 1 項ずつ繰り下げ、附則第 5 項及び附則第 6 項は、条文を整備するものです。

附則第 8 項の改正、上場株式等の配当所得については、上場株式等の譲渡損失との間で損益通算が可能となったため、所要の措置を講ずるものです。

附則第 9 項から附則第 15 項までは、それぞれ 2 項ずつ繰り下げ、附則第 9 項から附則第 11 項までは、条文を整備するものです。

なお、附則については、施行期日及び適用区分を規定したものです。

以上、細部説明を終わります。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) 介護保険の限度額が9万円から10万円に引き上がるわけです。これによって、嵐山町では何世帯ぐらいふえることになるのでしょうか。それから、この限度額が一番ふえるわけですが、所得がどのくらいあると、この10万円になるのか。おわかりでしたら、伺いたいと思います。

それと、その下の附則第4項の関係なのですが、株式のこの関係、軽減税率を適用した配当所得をいうものということを書いてあるわけですが、これも、これは軽減税率を適用されないと、どのくらい国保のほうに影響が出る、影響といいますか、プラスになるのか、伺いたいと思います。

それと、今回9万から10万に引き上がることによって、国からこういうことで理由が示されているらしいのです。上限を引き上げることで、中間所得層の負担を軽減するという理由がついているらしいのですけれども、この中間所得層の負担を軽減するというのは、これどういう意味なのか。現行のこの上限を引き上げるというのは、中間ではなくて、一番上の人の方が上がるわけですので、中間所得層は、私は何ら変わらないというふうに思っているのですけれども、何か意味がおわかりでしたら、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 それでは、まず1番の嵐山町では何世帯対象になるかということですが、国民健康保険税については、7月に納付書が出てきます。その関係で、今計算している最中ですが、21年度については、大変申しわけないですが、何世帯かは、わかりません。20年のベースですと、まず介護分の適用を受けた世帯が1,790世帯あります。そのうちの9万円の限度額に達している世帯が54世帯です。パーセンテージにすると、大体3%の割合になります。

それと、2番目の所得については、まず介護分の計算というのは、まず所得割が1.2%、均等割、これは被保険者1人について1万2,000円かかるわけですが、ケース・バイ・ケースで金額は違ってきます。介護保険、1人ですと、所得については733万4,000円で限度額の10万円に達します。それと2人加入していますと、均等割が2万4,000円になりまして、残り7万6,000円が所得割になりますので、所得については666万、これが所得割の所得になります。

それと、3番目の関係なのですが、これについても、どのくらい影響があるか。大変申しわけないですが、わかりませんので、お答えできません。申しわけないです。

あと、4番目の国から、このさっき示した中間層の軽減といいますけれど

も、私の考えですけれども、私も何か中間層には大して影響がないのではないかなとは、思っているのですけれども。またこれも調べてみないとわからないのですけれども、大変申しわけないですが。私の考えですと、影響はないのではないかなとは思っています。

以上です。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 勉強不足で申しわけないのですが、まず介護納付金の算定というのは、どういうふうにされるのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、嵐山町の国民健康保険税の方式ですけれども、今回、今年から寄附控除制度がふるさと納税との絡みでできたかと思うのですけれども、それによって、その算定方法が2つ追加を今度されるのです。そういう面では、住民に負担がかからないような方法、今の方法と、それと寄附控除制度によって、寄附金が控除されて、住民税方式という方法をとった場合に、税法上、どっちが有利になるのかというのは、試算ができているのでしょうか。そのことによって、介護納付金そのものも下がってくるということなのです。そういう面からすると、これから試算がされるようになるかと思うのですが、できるだけ国民健康保険税の、国民健康保険税が下がるということは、介護納付金そのものも下がってくると思うのですが、そういうものもぜひ検討してもらいたいと思うのですが、考え方をお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

中西税務課長。

○中西敏雄税務課長 まず、介護分の計算については、所得割と均等割の2つの計算で税額を求めるわけですが、まず所得割については、合計所得から33万円を引いた残りの額に1.2%を掛けたものが所得割の額になります。

それと、均等割については、1人について1万2,000円ですので、2人いれば、2万4,000円、3人いれば、3万6,000円という形になります。それで限度額が今度は10万円という形になります。

それと、議員さんが言いました住民税方式の関係なのですが、住民税方式をとっているのは、都内とか、そういうところは住民税方式をとっていますけれども、大変申しわけないのですが、その試算は、出しておりませんので、すみませんが、お答えできません。

以上です。

○柳 勝次議長 ほかに。

〔「なし」と言う人あり〕

- 柳 勝次議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

- 柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 35 号議案 専決処分の承認を求めることについて(嵐山町国民健康保険税条例の一部改正)の件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

- 柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は承認されました。

この際、暫時休憩いたします。おおむね 10 分間。

休 憩 午前11時04分

再 開 午前11時16分

- 柳 勝次議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎議案第36号の上程、説明、質疑、討論、採決

- 柳 勝次議長 日程第5、第 36 号議案 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

- 岩澤 勝町長 議案第 36 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 36 号は、嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件でございます。平成 21 年5月1日に出されました人事院勧告に準拠して、一般職員に対して同年6月に支給する期末勤勉手当の額を暫定的に減額するため、本条例の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

- 柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

- 安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

5月1日付の人事院勧告に基づきまして、この条例を改正をするもので

ございますけれども、既にご説明申し上げてありますとおり、民間の夏季一時金が大幅に減少している状況をかながみまして、暫定的な特例措置として、6月期の期末勤勉手当を0.2月分、凍結をするものでございます。なお、改正の方法といたしましては、条例の本文を改正する方法ではなくて、本則の附則、ここに読みかえ規定を追加するという手法をとっております。

それでは、改正条例の附則の第3項、ごらんをいただきたいと思います。ここに太字でございますけれども、14条第2項、これは一般職員の6月期の期末手当の率、同条の第3項、これは再任用職員の期末手当の率、そして第15条の第2項、これは一般職員並びに再任用職員の勤勉手当の率の規定でございます。ここにいろいろ率が出ておりますけれども、内容は一般職員が期末手当を0.15月、勤勉手当を0.05月、合わせて0.2月分凍結をすると。再任用職員にあっては、期末手当を0.05月、勤勉手当を同様の0.05月、合わせて0.1月分凍結をするという内容でございます。

以上です。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

第9番、川口浩史議員。

○9番(川口浩史議員) さきの全員協議会でご説明はいただいたのですが、きちんと記録に残しておきたいので、組合の関係、この点について伺いたいと思います。

それから、これは町長に伺いたいのですけれども、定額給付金が支給されているわけです。町長は自治事務だということでお答えになっているわけですから、この定額給付金に対して賛成だというお立場だというふうに思うのですが。理由としては、消費拡大を少しでもしてほしいというのが、この定額給付金の目的であると思います。町長も同じお考えではないかなというふうに思うのです。そういう中で、公務員の職員の一時金を削るというのは、消費の拡大とは相反する形になると思うのですけれども、それをどういうふうに町長は理解といいますか、矛盾はしているなというふうにお考えにならないのか、伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 職員組合との関係でございますけれども、去る5月15日に組合の執行委員さん、お集まりいただきまして、この期末勤勉手当の凍結につきましてご説明を申し上げ、協力をお願いしたところです。なお、その後、組合内で協議が行われまして、その経過がインフォメーション等に出ておるわけでございますけれども、内容を見てみますと、賛成というわけ

にはいかなければ、やむを得ないというふうな状況であるというふうに、それには載っております。

以上です。

○柳 勝次議長 最後に、岩澤町長。

○岩澤 勝町長 国の施策がちょっとぶれているのではないかというお話ですけれども、人事院の勧告が出されて、それを政府もそれに倣っていくということでございまして、今担当課長から話がありましたように、組合との話し合いの中で、組合の中でもいたし方なかるうというようなことだと思うのです。だれもそうだと思うのです。減られるものについて喜ぶ人はいないわけですので、それでしかも組合の皆さんとも話し合いの中で話しましたが、仕事はふえる、職員は減る、そういう厳しい状況の中で、より厳しい状況に直面しているわけですので、考えるだけでもモチベーションは下がるのではないかというふうに思うのですが、皆さん、ごらんになっていただいて、本当に今職員の人、頑張っていて、モチベーション下がるところではなくて、先日の除草作業なんかにおいても、以前より参加率が多いということで、本当にもうありがたく頑張っていて、町民の負託にしっかりこたえてくれていると、ありがたく思っている次第でございまして。政府のぶれということとは、私どものほうには関知できませんので、考え方とすると、感じとすると、そういうような状況でございまして。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) すみません。これは直接聞いたものではないのですけれども、文言が私にはこれはちょっと理解ができないのですけれども、同条第3号中「100分の140」とあるのは「100分の75」とあるのは「100分の125」とあるのは「100分の70」と、というふうになっているので、本当に今朝そちらに伺おうとされていて、すっかり忘れていたので、申しわけないのです、とあるのは、消して「、」ですよ。ということで。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 本当に難解な改正で申しわけないのですけれども、これは2つかぎ括弧がついているのをまずごらんになっていただきたいと思います。最初に同条3項中、これは同条3項というのは、先ほど申し上げましたように、再任用職員の期末手当の率なのです。これは、一般職員の期末手当の率を読みかける規定になっているのです、もともとが。それを、とあるのはこうだと読みかえるのを、とあるのはこういうふうというふうな改正の仕方をとっておるわけございまして、これだけ見ますと、議員さんおっしゃられるとおりで、本当に申しわけないのですけれども、形の上では、こう

いう改正の仕方になってしまうということで、ぜひご理解をいただきたいと思います。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 私もまず第1点に、この間、職員の給与体系がどういうふうになってきているのか。給与そのものがかなり減ってきているし、頭打ちになっている職員もいると思いますけれども、その給与体系そのものがどういうふうに推移をしてきたのか、まずお聞きをしておきたいというふうに思います。

それから、第2点目は、ここで凍結をするということになると、6月の一時金については、どういうふうな対応をされるのか。3点目は、なぜ今の時期に人事院が勧告をするのか、また冬の一時金についてどういうふうな方向を国は示しているのか、あわせてお聞きをしておきたいというふうに思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 実総務課長 職員の給与体系がどういうふうになってきたかということでございますけれども、平成18年度に職員の根本的な給与構造改革というものが実施をされまして、嵐山町は19年4月1日から実施をしたわけでございますけれども、その前を考えますと、平成17年度は行革の中で、大変嵐山が先行きが非常に厳しいというふうな中で、職員をたしか2%、全員給与の削減を行いました。そして、18年度は、職員の1年間の昇給停止をして、何とか乗り切ってきたと。そして、19年度は、18年度に出された給与構造改革を実現をしたということでございまして、そのとき平均でたしか5.4%ぐらい人件費、下がりました。これは、特に若年層を下げずに、高齢者を多く下げるという手法でした。したがって、50歳あるいは定年に近い人たちは、10%以上のたしか引き下げだったというふうに思います。それで来ているわけですが、ほとんど19年4月1日以降、恐らく半分近い職員が現実的な昇給がない状況で、現給保障という形で来ております。非常に、先ほど町長のお話ございましたとおり、職員の給与が下がり、そして人が減りという状況で、本当に職員が、そういう中にもかかわりませず、頑張ってきているというふうに私も思っております。

それから、2点目の凍結の考え方でございますけれども、今回は2,700社の調査を暫定的に行ったわけです。このうち約300社が夏季の期末手当が決定をしております。その状況から0.2月分、これは率にいたしまして9.3%の凍結となったわけでございますけれども、人事院勧告というと、大体年間、企業数が5万6,000社ぐらいです。このうちの1万1,000社ぐら

いを調査をするのです。4月から初めて7月までの間に。この調査結果を踏まえて、8月に人事院勧告を出すというのがこれまででした。しかしながら、今回の勧告内容を見てみますと、夏季の一時金が製造業を中心に大幅に下がっていると。これを夏の勧告で、1年間、12月に調整をするということになると、大きな削減になって、職員に、その12月にやるということになると、そのときに大きな変更せざるを得ないということのほうが大いではないかというふうなこともございまして、暫定的ということでもございすけれども、今申し上げたように、少ないデータで1年間の予測するのは非常に難しいことでもございすけれども、方向性だけはつかめたので、0.2月分削減をしよう。方法については削減を決定するのではなくて、凍結ということで、あくまでも8月の人事院勧告で精算をするという考え方の人勧になったわけでございす。そういうことでご理解をいただければと思います。

〔「その凍結になったときの、6月の再任用……」
と言う人あり〕

○柳 勝次議長 なぜ今かということですか。

〔何事か言う人あり〕

○柳 勝次議長 答弁漏れがあったようですので、再度答弁を求めます。
安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 大変失礼いたしました。6月の夏季手当、夏季の特別給の支給の方法については、凍結後の数字で各職員に支給をするというふうなことでございす。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) 今町長も、総務課長も、嵐山の職員は大変一生懸命やっているし、今までもこういう形で給与そのものを減額をして対応してきているというふうに話がありました。実は私たち共産党は、これちょっと古いのですが、1975年に自治体労働者というのは、自治体職員は、どういう位置づけが必要なのかどうかというものの発表をしています。その第1は、自治体労働者は、労働者であるとともに、全体の奉仕者としての職務を担っているということを明確にしたというのが1点です。2つ目は、日常の職務の遂行の上でも、住民自治と住民福祉の奉仕の行政ができるだけ行われるように改善を図っていくことを重要な課題とするというのが2点目です。3点目4点目は、給与の問題です。自治体職員そのものは、給与が住民の納税で賄われている以上、賃金その他、労働条件を住民の理解と支持を得られる適正なものにすべきであるということを提起をしている。4点目は、正当な手当については、条例化させ、問題があるものは改善をしていくことも提起をしていくのだというのが、自治体職員としてのどうあるべきかという問

題提起をしていました。この 1975 年というのは、革新自治体がふえていた時代です。そういう中の職員がどうあるべきかというものを、私たち共産党は提起しております。

では、今の現状はどうかというふうにいいますと、今、先ほど課長のお話があったように、国そのものが自治体職員に対して攻撃をかけている。片や民間の労働者については、99 年の法律改正によって規制緩和が行われたことによって、派遣が自由化になる。派遣職員、派遣がふえてきている。非正規がふえてきて、正職員がどんどん減ってきているのが今の現状です。そういう中で、派遣切りがあり、非正規切りがあり、正職員そのものもワークシェアリングという形で給与そのものを落としてきている。仕事そのものも、そういう形で週3日、4日と休みになる。そういう中で出されてきた人事院勧告だというふうに私は思います。

そういう面からすれば、今民間そのものが、民間の労働者そのものの賃金が非常に抑えられてきているというのが現状だと思うのです。新聞報道でも 2.何%というような話も出ています中で、ここで労働者全体から考えてみれば、賃金そのものを低く、低く抑えていこうというのが、全体の経済的な動きになってきています。そういう中で、公務員労働者が人事院勧告がそういうものをベースにしているから、人事院勧告そのものがマイナスの勧告になるというのを、私は当然だというふうに思うのです。しかもこの影響そのものは、まだ春闘を闘っている多くの組合や労働者の人たちに必ず影響を与える。これは、労働者の賃金そのものを抑えていくためのいわゆる人事院が勧告したのは、政府の方針をそのまま人事院が勧告したということにすぎないと思うのです。これを受け入れていくのであれば、労働者の賃金そのものが公務員を抑えたから、民間も抑える。民間がまた低くなれば、人事院がまたマイナスの勧告をする。労働者の賃金そのものをどんどん低く抑えようという動きが起こってこざるを得ないというふうに思うのです。

今課長が話をしたように、地方自治体そのものが大変な事態になってきている。そこで一番抑えるのは、人員管理であり、そこで働いている人たちの給与をカットする。これは、労働者の立場からすれば、非常に生活そのものも大変になります。むしろ私は人事院勧告がその民間企業を、人事院そのものが民間企業をきちっとやっぱり聞き分けるような方法を政府に言わなければならないというふうに私は思います。そういう中のやっぱり勧告ですから、私はこれは受け入れるわけにはいかないというふうに思うのです。これで 12 月にまた新たに勧告が出るとすれば、今、民間そのものも抑えてきていますけれども、これでまた 12 月に勧告が出るとすれば、公務員労働者も含めて、どんどん給与そのものが落ちてきます。国は今の経済、内需を拡

大するというふうに言っていますけれども、内需拡大どころではなくて、購買力そのものも上がってきません。決していい方向には向かないというふうに思うのですけれども、12月の人事院の見通しというものが、もしわかるようであれば、お聞かせ願いたいというふうに思いますが。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

安藤総務課長。

○安藤 實総務課長 12月の期末手当を含めて、あるいは今年の4月1日の職員の給与も含めて、8月に人事院が勧告を出すというふうな予定になっております。その中では、これまでの2,700社の調査の内容、それから先日、経団連で発表された夏季一時金の新聞報道等を見ますと、製造業においては、夏季一時金が20%台の落ち込みだと、それからその他、金融等々、サービス業においては、スーパー銭湯、そういうふうな記事が載っております。これを先ほど申し上げました1万1,000社の調査が終わって、年間の4.5月というものは、恐らく下げざるを得ないというふうに思っております。今回そういったこともあわせ考えまして、0.2月分は暫定的に支給しないという凍結の方法をとったということでございまして、恐らく議員さんおっしゃられるように、12月期もそのような方向で多分推移するのではないかなというふうに考えるものです。

○柳 勝次議長 第10番、清水正之議員。

○10番(清水正之議員) やっぱり方向としては、給与そのものを抑えていくという方向です。それは、国が自治体労働者に対して、公務員攻撃をやってきている、そのあらわれが人事院勧告という形であらわれてきているのです。本当にこういう形でやられたら、12月、本当にローンを組んでいるような職員の人たちなんかは大変です。先ほどの話ではないですけども、生活そのものが大変だということで、それに11年から消費税かけようなんていったら、これ働いている労働者そのものが、公務員も、民間で働いている人たちも、とてもではないけれども、生活できなくなってしまう。やはりこれは公務員攻撃の中での人勧ですから、私はこれをきちっとやっぱり受け入れないで、やはり少なくとも今までだって、先ほど言ったように、職員そのものが減額をされ、昇給停止をされやってきている。輪をかけて、今年こういう形で人勧を受け入れていけば、職員そのものの生活も大変になってきて、それが町内の組合や労働者に波及していくというふうに私は思うのです。そういう面では、きちっとやっぱりこれはこれで、この攻撃をやっぱり抑えるという立場に立って、やはり職員の生活、そして民間の働いている労働者の人たちの生活を守っていくという立場をやっぱり持つべきだというふうに思うのですが。回答は要りません。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第36号議案 嵐山町一般職員の給与に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第37号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第6、第37号議案 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第37号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第37号は、嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件でございます。平成21年5月1日に出された人事院勧告に準拠して、一般職員に対して同年6月に支給する期末勤勉手当の額を暫定的に減額することに伴い、同様の措置を講ずるため、「嵐山町長及び副町長の給与に関する条例」及び「嵐山町教育委員会教育長の給与等に関する条例」の一部を改正するものであります。

なお、細部につきましては、担当課長より説明をさせていただきます。

以上をもちまして、説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 次に、担当課長から細部説明を求めます。

安藤総務課長。

〔安藤 實総務課長登壇〕

○安藤 實総務課長 それでは、細部説明をさせていただきます。

改正条例をごらんになっていただきたいと思います。2条立てになっておりますけれども、第1条は、嵐山町長及び副町長の給与に関する条例の一部改正、第2条が嵐山町教育委員会教育長の給与等に関する条例の一部

改正というふうな形になっております。2つの条例とも、一般職員の給与条例と同様に、条例本文を改正するのではなくて、ここにございますように、本則の附則に読みかえ規定を追加するという手法をとっております。内容につきましては、一般職員と同様、6月期に支給する期末手当の率を、本年度に限り「100 分の 205」から「100 分の 195」と、こういうふうな形にするものでございます。以上でよろしく願いいたします。

大変失礼いたしました。率でございますけれども、「100 分の 215」を「100 分の 195」とするものでございます。よろしく願いいたします。

○柳 勝次議長 提案説明及び細部説明が終わりましたので、質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。
討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 37 号議案 嵐山町長及び副町長の給与に関する条例等の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎議案第38号の上程、説明、質疑、討論、採決

○柳 勝次議長 日程第7、第 38 号議案 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を議題といたします。

提案者から提案説明を求めます。

岩澤町長。

〔岩澤 勝町長登壇〕

○岩澤 勝町長 議案第 38 号につきまして提案の趣旨をご説明申し上げます。

議案第 38 号は、嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件でございます。平成 21 年5月1日に出された人事院勧告に準拠して、一般職員に対して同年6月に支給する期末勤勉手当の額を暫定的に減額することに伴い、同様の措置を講ずるため、本条例の一部を改正するものでございます。

なお、細部説明については、省略をさせていただきます。

以上をもちまして説明を終わらせていただきます。

○柳 勝次議長 細部説明は省略します。

提案説明が終わりましたので、質疑を行います。

第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) この件に関して、関連質問という形になるのですけれども、実はこの長が提案することになったわけですから、町長提案という形になりましたが、議会運営委員会では、このことに関して、議会提案にするべきではないかということで、物すごい時間をとったのです。なぜかといいますと、1つは平成 18 年4月に議会活性化委員会最終報告書というのがあって、それを町村議長会が出したものののですけれども、議員報酬に関しては、議会が決定していくことが望ましいであろうという形が最終報告として、提案事項として出ていたのです。それをずっとあれしていたのですけれども、結局、多数決になったのですが、町長提案にしてほしいという理由というのは2つあったのです。1つは、3つある議案です。職員給与報酬と、それから町長報酬と議員報酬を1本の議案にすることができると町長提案であったら、1本の議案にすることができるといことと、非常にこれは、まず珍しい議運なのですから、反対者がいるので、議会運営委員会で議会提案ができないというのがその理由でした。今までの慣例の中で、多数決で議会提案にするか、町長提案にするかというのをやったことがないのですけれども、1人の方が態度を保留にしましたので、委員長決定になったわけです。委員長決定になって、多数決になって、議会提案ではなく、町長提案になったわけです。本来ならば、議会が提案しなくてはいけないものは、多数決になった場合、これは町長提案にしてくださいというと、これをすべてこれから町長が提案を引き受けていくという形になって、しかもその理由というのは、3本にできなかったという理由が1つ。3本を1つにできなかったという理由が1つ。

それから、反対者がいるということが多数決になったわけなのですから、二代表制の考え方として、私はここのことを町長に伺いたいのですけれども、議員のことに関しては、議会提案するべきであろうと思うのですけれども、そのことを伺いたいと思うのです。特に議会提案であったとしても、例えば給与の報酬、議員報酬を一挙に1.5 倍にするとか、2倍にするとか、そういう議員提案では、明らかに考え方としてどうなのかなというものの以外の場合、特にこれは人事院勧告を受けて行うものです。引き下げるとい形の、どちらかというと、不利益なものになります。私今までこういうことを考えたことがなかったのですけれども、この際ですので、考え方を伺いたいと思

うのですけれども、これは町長が答えるのは、本当にやりにくい質問なのですけれども、議員が二元代表制の考え方として、長の考え方をはっきり伺いたいと思うのです。報酬が平成 15 年 12 月 1 日に人事院勧告で 1.07% 減額になりました。それはそのとき町長提案で減額をしています。そして、平成 17 年 4 月 1 日から 19 年 10 月 15 日までは、議員発議で特例期間として減額をしました。そして戻っているわけです。期末手当なのですけれども、平成 20 年 4 月 1 日に人事院勧告で 6 月に 0.05 カ月増額して、これも町長提案でやっています。私はちょっと今後のことなのですけれども、多数決で、本来議会が議会のことを決定することを町長提案にしてくださいというふうな形になったら、それはすべて町長提案にしていくということになっていくわけなのですけれども、慣例としてこのままですと。そのところで、町長の二元代表制の考え方を強く伺いたいと思います。

○柳 勝次議長 それでは、答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 お答えさせていただきます。

議会で慎重審議をして、すごく長い時間をかけてやったのですよというお話でございます。大変そういう議論を議会の中で真剣に闘わせたということに敬意を表する次第でございます。そういう中で、しっかり議論をいただいたものについて、私どもについては、尊重していかなければいけないというふうに思います。それで、今までの場合にも、議会運営委員会というところにお話をいただいて、説明をさせていただいて、そして議会と一体になって、私どもの提案するものについては説明をさせていただく。そして、それらについてももっと中身を知りたいということについては、説明会も開くということで、議会を尊重しながら、そして議会議員の皆様方のご意見を尊重しながら、お互いに私どものことも聞いていただいて、議会と執行と一体となって、立場は立場でしっかりお互いを守りながらやってきたのが、嵐山町のやり方であると思うのです。そういうものをこれからも尊重していきたいというふうに思います。ですので、今おっしゃるようなことについては、一番の大前提が議会の意見を尊重し、そして私どもに受け入れられることは、受け入れていくし、私どももお願いをすることは議会にお願いをして、議会で受け入れていただけるものは受け入れていただくということで、話し合いでできることが一番いいことだというふうに思っておりますので、これからも今回と同じような形のものが出来れば、話し合いの上で進めていきたいというふうに思っています。

○柳 勝次議長 第 13 番、渋谷登美子議員。

○13 番(渋谷登美子議員) 私は、二元代表制の考え方で、特に町村議会

の最終報告、議会活性化の最終報告をもって議論をしていたわけなのですが、その議論の中で、町村議員の議員報酬については、議会で提案していくことが望ましいであろうというふうに出ているわけです。それを多数決で、なぜだかわからないのですけれども、反対者がいるから、議員提案できないから多数決で町長提案にしたというところがあるのです。今まで、町長提案に反対者がいるから、議会のことを町長提案に持っていくということは、やったことがないのです。

そして、それともう一つ、議案を3本を1本にまとめることができるからという理由ですけれども、結局の形、これは1本ずつそれぞれの対応が違っていくことがわかったので、議案提案は一本化しないで、1本ずつ出してもらったわけで、それぞれ皆さん、対応が違っていました。実際そうなのです。対応が違うのだと思うのです。ですので、こういった形のものを町長は多数決で議会運営委員会から、議会が決定したからといって、その理由を聞かないで、それでそのまま、はい、そうですかという形で町長提案として出すということが、議会と町長の二元代表制を損なうというふうな方向に行くということをお感じにならないかどうか、伺いたいのです。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 結論を申します。損なわないと思います。それというのは、前提があるわけです。議会の中でしっかり議論をして、それでどういう内容かわかりませんが、一つの方が出てきた。その方向でどうでしょうかということで議会から話がある。私どものほうでも、どういたしましょうかということとで話をする。そのところで議会の立場を尊重し、そして私どもの意見を聞いていただいて、それで話し合いの上で、こういう形で進めましょうということを決めているわけですから、別にどこもどうということはないというふうに思っております。

○柳 勝次議長 第13番、渋谷登美子議員。

○13番(渋谷登美子議員) では、例えばこういうことを、私はこんな極端な例は出したくないのですけれども、議員報酬を2倍に上げますというふうなことを議員提案でやろうとする場合に、当然反対者も出てきます。当然反対者も出てきたけれども、多数決で議会で提案しますので、町長提案にしてください、多数決でそう決まったので、そういうふうに提案していきますけれども、それをお願いしますという形のことを、これから慣例化されるということがあるということなのですけれども、そのくらい議会というのは、議員のことに关しては、議会が決定していくというふうなことをつくっていかないといけないと思っています。それに関しても、そういうふうなことに关して、町長は十

分話し合いがされたというふうに感じられるのでしょうか。当然いろいろなことに反対者がいる、議会提案でやっていく場合、反対者が出てきます。それを町長提案に議会のことにに関して、多数決があったから町長提案にしていけるということを、町長はこれからも受けとめていくのですかということなのです。

○柳 勝次議長 答弁を求めます。

岩澤町長。

○岩澤 勝町長 受けとめていきません。いずれにしても、今言ったように、何でもかんでも受け入れるということではないというふうに話しました。議会でもしっかりそれなりの判断をして、それで一つの方向として出した。それでそれを町のほうに言われた。町のほうでそのことについて述べると、その方向でいいのではないかということであれば、私どものほうもそういうことができますし。逆にうちのほうで出したものを、一緒にそちらのほうでというようなときに、ではそっくりそういう形になるかということです。やっぱり立場、立場があるわけですから、そんなかわかないで、やっぱり冷静に話をして、議会の中で話をしたことなのですから。ですから、冷静にこれからも慎重にお互いを尊重しながら、しっかりやっていきましょう。

○柳 勝次議長 ほかにほ。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 質疑を終結いたします。

討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○柳 勝次議長 討論を終結いたします。

これより第 38 号議案 嵐山町議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正することについての件を採決いたします。

本案を原案のとおり決することに賛成の議員の挙手を求めます。

〔挙手多数〕

○柳 勝次議長 挙手多数。

よって、本案は可決されました。

◎閉会の宣告

○柳 勝次議長 これにて本議会に付議されました案件の審議はすべて終了いたしました。

よって、平成 21 年嵐山町議会第 2 回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(正 午)